

28農振第2368号

平成29年3月31日

静岡県知事 殿

農林水産省農村振興局長



ガス事業者がガス導管の変位の状況を測定する設備等の敷地に供するために  
行う農地転用の取扱いについて

これまで、ガス事業者が整備するガス導管の変位の状況を測定する設備等の敷地に供する場合の農地転用の取扱いについては、「一般ガス事業者等がガス導管の変位の状況を測定する設備等の敷地に供するために行う農地転用の取扱いについて」（平成26年1月10日付け25農振第1811号農林水産省農村振興局長通知。以下「旧通知」という。）により、その適正化を図ってきたところです。

今般、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）によるガス事業法（昭和29年法律第51号）の改正により、平成29年4月1日より、ガス事業者の類型が変わることに伴い、当該農地転用について、下記のとおり取り扱うこととしますので、御了知の上、貴管内の市町村に対し周知するようお願いいたします。

本通知の内容については、経済産業省資源エネルギー庁と調整済みですので申し添えます。

なお、本通知の発出に伴い、旧通知は廃止します。

